5　次に掲げる自動車については、保安基準第二十二条の四第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和八年国土交通省令第一号）による改正前の保安基準第二十二条の四第二項の規定に適合するものであればよい。この場合において、細目告示第三十一条第一項及び第百九条第一項中「協定規則第17号」とあるのは、「協定規則第17号第10改訂版」と読み替えることができる。

一～三　（略）

6　次に掲げる自動車については、細目告示第三十一条第一項及び第百九条第一項中「協定規則第17号」とあるのは、「協定規則第17号第11改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（年少者用補助乗車装置等）

**第二十二条**　（略）

2～14　（略）

15　次に掲げる年少者用補助乗車装置（座席に組み込まれたものに限る。）については、細目告示第三十二条第二項及び第百十条第二項中「協定規則第129号の規則4.、6.及び7.」とあるのは、「協定規則第44号の規則4.、6.から8.まで及び15.」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された年少者用補助乗車装置

二　令和八年九月一日以降に製作された年少者用補助乗車装置であって、令和八年八月三十一日以前に法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたもの

16・17　（略）

（騒音防止装置）

**第二十七条**　（略）

2～39　（略）

40　次に掲げる二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十条、第百十八条及び第百九十六条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の細目告示第四十条、第百十八条及び第百九十六条の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第四十条、第百十八条及び第百九十六条中「協定規則第41号第５改訂版補則第３改訂版」と読み替えるものとする。

一　令和十一年八月三十一日以前に製作された二輪自動車

二　令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車

5　次に掲げる自動車については、細目告示第三十一条第一項及び第百九条第一項中「協定規則第17号」とあるのは、「協定規則第17号第10改訂版」と読み替えることができる。

一～三　（略）

（新設）

（年少者用補助乗車装置等）

**第二十二条**　（略）

2～14　（略）

15　座席に組み込まれた年少者用補助乗車装置については、細目告示第三十二条第二項本文及び第百十条第二項中「協定規則第129号の規則4.、6.及び7.」とあるのは、「協定規則第44号の規則4.、6.から8.まで及び15.」と読み替えることができる。

（新設）

（新設）

16・17　（略）

（騒音防止装置）

**第二十七条**　（略）

2～39　（略）

（新設）